

長崎県佐世保市②

1. 事業内容

担当課等	産業振興課 TEL : 0956-24-1111(3084) FAX : 0956-25-1710
助成事業名	販路開拓支援事業補助金

2. 助成事業の内容

助成対象者	1. 佐世保市内に主たる事務所をもち、事業を営む中小企業者 2. 佐世保市内に主たる事務所をもち、事業を営む異分野の二以上の中小企業者で構成するグループ（融合化グループ）とする。 ※ただし、市長が中小企業の融合化促進のため特に必要と認めた場合は、構成員の過半数が上記要件を満たすグループも対象とすることができる。
助成内容	・佐世保市内の中小企業者等が国・県・市から助成を受けて開発した新製品の販路開拓を行う事業に対して、必要な資金の一部を補助することにより、新製品の販路開拓を円滑に進め、本市経済の活性化に寄与することを目的とした制度。
助成期間	・会計年度内
助成金額、補助率	・補助率は、1/2 以内。上限 200 万円 ・助成期間は、同一案件について 2 年までとする。 ・2011 年度から、製品の改良を行う事業（委託料、原材料費、機械工具費など）については補助対象とはなりません。 ※事業期間が 2 ヶ年にわたる場合であっても、単年度毎に補助申請を行う必要があります。初年度の補助採択で事業期間全体を助成対象期間として決定するものではありません。
産業財産権の帰属	・申請事業者

3. 応募手続き・申請

募集時期、期間	・3月15日～3月31日（土日、祝祭日を除く。最終日は午後5時まで）
審査（選考）方法	・ヒアリングによる事前審査を行った上で、審査会に諮る。
申請に係わる必要書類等	・交付申請書に、以下の書類を添付。 ➢ 補助事業計画書 ➢ 前年度における市税の納税証明書及び直近の決算書（構成員全員） ➢ 特許、実用新案等がある場合は、その写し（申請中のものも含む） ➢ 国、県、市等の助成を受けて開発された製品については、その証明ができる書類の写し（決定通知書等） ➢ その他参考となるもの
支払い方法等	・原則事業終了後精算払い

4. 実績・資料等

採択件数、金額	・ 公開
応募件数	・ 公開
事業予算規模	・ 公開
パンフ等の有無	・ 無

5. 採択に伴う義務

採択に伴う義務等	・補助事業者は、佐世保市から求めがあった場合は、補助事業の遂行状況に関し報告をしなければならない。 ・補助事業者は、補助事業が完了した日から14日以内に、補助事業実績報告書を佐世保市に提出しなければならない。
----------	---

6. 今後の計画・予定等

計画・予定等	・2011年度から制度見直しが実施されておりますので、補助制度の活用の際は、佐世保市ホームページをご確認いただきますようお願いいたします。
--------	---